

青年農業者の生活設計、経営計画の認定要領

(計画の樹立)

第1 将来本県農業の中核的担い手となる青年農業者が、農業及び部門経営の開始、拡大発展ならびに生活の合理化をはかるため、自らの生活設計を基調とする農業の長期計画(生活設計、経営計画)を樹立し、普及指導員等の濃密な指導を受けるものとする。

(計画書の手続きおよび検討)

第2 普及指導員は常時指導している青年農業者が樹立した計画書の中から、当年度、資金の借受を必要と認めるものについて、計画の内容検討を行い、農業協同組合および地方局担当者と総合検討を行い経営計画認定資料(認定書)を作成する。

(計画の認定)

第3 地方局産業振興課長は当該経営計画認定資料の内容について、審査検討のうえ、適格者を認定し、市町、農業協同組合および借受者に通知する。

(指導)

第4 普及指導員は認定された青年農業者に対し、融資手続きおよび事業実施について適時指導を行うものとする。

(事業完了調査)

第5 地方局産業振興課長は、この資金の融資をうけた青年農業者が当該事業を完了したときは、その結果を調査するものとする。

なお、当該調査は、農林漁業制度資金調査指導要綱による調査とあわせて行うことができるものとする。